



一宮市の教育をサポート！

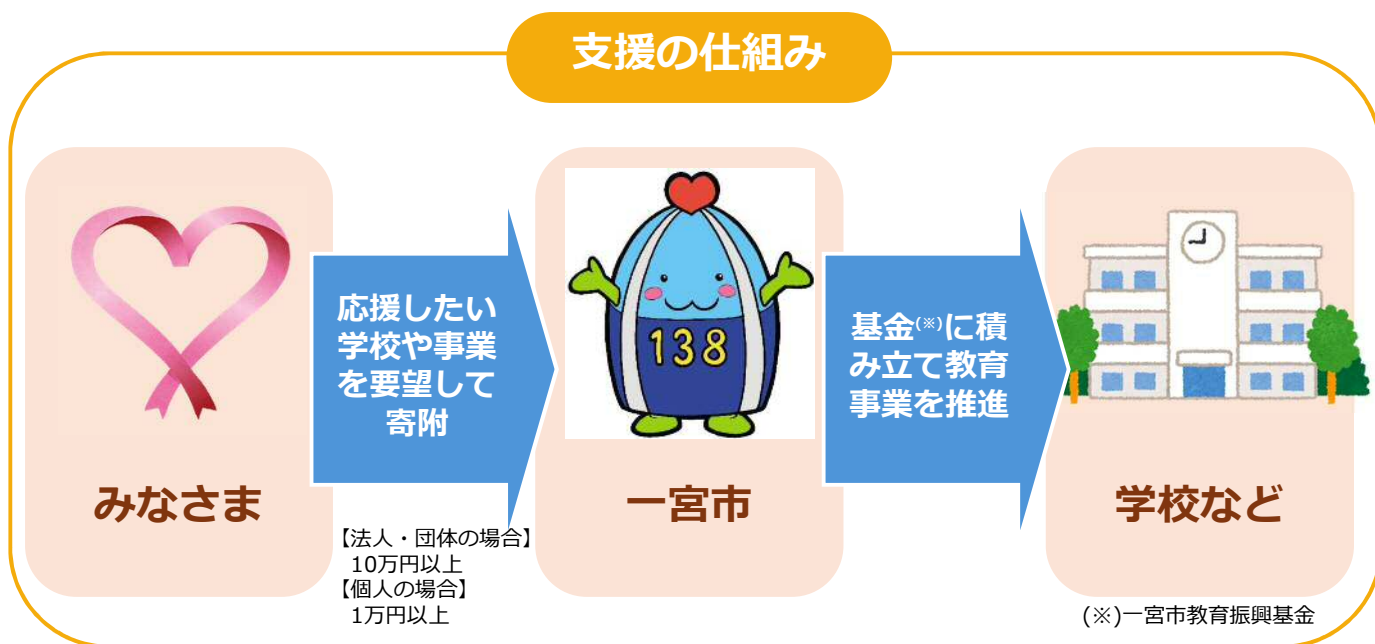


いちのみや教育応援寄附金

市立小中学校における教育活動や教育環境の充実への寄附を募集しています。

応援したい学校や事業を要望して寄附することもできます。

支援の仕組み



なぜ基金に積み立て？

現在の一宮市の教育分野におきましては、「シン学校プロジェクト」をはじめ、学校教育の振興、学校給食の充実、生涯学習の振興など、様々な大型事業が中長期的に控えています。

これらの事業は、国からの交付金などを活用しながら進めていますが、事業の実施には、非常に多くのお金が必要となり、予算が確保できないと実施時期が遅れてしまいます。

そこで、一宮市では、皆様からいただける貴重なご寄附をこれらの事業の財源として活用できるよう、2026年4月に「教育振興基金」を設置し、多くの皆さまから、教育の振興を目的としたご寄附を広く募集することといたしました。

いただきましたご寄附については、いったん「教育振興基金」に積み立て、大型事業の実施に併せてこれを取り崩し、事業実施のための財源として活用させていただきます。

【お問い合わせ】

一宮市教育委員会 教育部総務課 電話：0586-85-7070（直通）

寄附金による税制上の優遇措置について (2026.4.1現在)

みなさまからお寄せいただいた寄附金は、本市の「教育振興基金」に積み立てられ、未来を担う子どもたちのための教育環境整備に大切に使われます。

本基金へのご寄附は、地方公共団体への寄附として、税制上の優遇措置（所得税・住民税・相続税・法人税）を受けることができます。寄附者様の状況に合わせ、以下の制度が適用されます。

法人の方のご寄附（全額損金算入）

法人のみなさまが本基金へご寄附いただいた場合、その全額を「国又は地方公共団体に対する寄附金」として損金算入することができます（法人税法第37条第3項第1号）。

法人税からの控除

国や地方公共団体への寄附金は、一般の寄附金とは異なり、寄附金額の全額を損金として算入できるため、法人税の軽減につながります。

【手続き方法】

法人税の確定申告の際に、本市が発行する「寄附金領収証明書」に基づき、損金算入の手続きを行ってください。

相続財産によるご寄附（相続税の非課税特例）

相続により取得した財産を本市へ寄附いただく場合、以下の特例が認められています（租税特別措置法第70条第1項）。

遺贈の場合（故人様が遺言書で当基金への寄附を決めていた場合）

遺言によって市に寄附された財産は、**相続税の課税対象から除外**されます。

相続人による寄附の場合

相続された方が、相続税の申告期限内（お亡くなりになった翌日から10ヶ月以内）に寄附を行った場合、**寄附した財産相当分には相続税がかかりません**。

【重要】

相続人による寄附の場合、相続税の非課税措置に加え、寄附者ご本人の所得税・住民税の控除(下記)も重ねて適用することができます。

個人の方のご寄附（所得税・住民税の控除）

個人の方が本市にご寄附いただいた場合、ふるさと納税と同様、所得税と住民税の寄附金控除が受けられます（所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号（道府県民税）、同法第314条の7第1項第1号（市町村民税）など）。

【手続き方法】

寄附した年の翌年に確定申告が必要です。確定申告の際には、本市が発行する「寄附金領収証明書」を申告書に添付または提示してください。

【ご案内】

税額の具体的な計算やお手続きの詳細については、管轄の税務署または税理士、お住いの市区町村の住民税担当課にご相談ください。

ふるさと納税との比較

個人、法人が行う寄附として、ふるさと納税と比較しました。

| | いちのみや応援基金 (ふるさと納税) | 企業版ふるさと納税 | 教育振興基金 |
|--------|-----------------------|---|----------------------------|
| 対象者 | 個人 | 法人 本社※1が存在する地方公共団体への寄附は、本税制の対象となりません。 | 法人・団体、個人 |
| 返礼品 | ◎ (市外の方のみ) ※2 | × | × |
| 寄附金額 | 制限なし | 1回当たり10万円以上 | 法人・団体 10万円以上 個人 1万円以上 |
| 寄附の使い道 | 使い道について 8分野から指定 | 対象自治体※3事業： 一宮市地方創生推進計画（一宮市まち・ひと・しごと創生推進計画）に位置づけられた事業から指定 | 左記以外でも、使い道の希望や要望を伝えることができる |

※1 「本社」とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」

※2 市内にお住まいの方への返礼品の贈呈は、2017(平成29)年11月末をもって終了

※3 一宮市は2026年4月1日現在、企業版ふるさと納税対象地方自治体に選定されています。
企業版ふるさと納税対象地方自治体とは、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体です。
(46道府県1,628市町村 (2025年11月28日時点))

寄附金額

【法人・団体の場合】 10万円以上

【個人の場合】 1万円以上

お申し込み方法

以下のいずれかの方法でお申し込みください。

①専用の申込フォームでの申請 (詳しくはこちら)



②ウェブサイトに掲載する寄附申込書をメール、郵送にて提出 (詳しくはこちら)

市公式ウェブサイト
ページID：1074674



寄附にあたり、〇〇に使ってほしい、といったご希望やご要望があれば、お申し込み時に記載してください。できる限りご要望に沿った形で活用をしていきます。

※なお事前に相談したいときは、教育部総務課にお問い合わせください。

未来のいちのみやの教育に みなさまの想いを！！

自分や家族が卒業した学校を良くするために寄附したい！

変化が著しい情報社会の中、時代に合った最新の情報機器を導入して欲しい！



地域が元気になるよう、公民館を綺麗にして欲しい！

子どもたちの健康や成長のため、給食に関する寄附をしたい！

みなさまの想いがたくさん詰まった寄附をお願いします！！

【お問い合わせ】

一宮市教育委員会 教育部総務課 電話：0586-85-7070（直通）